

高松市保健所立体駐車場二酸化炭素消火設備容器等交換業務委託契約書

高松市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、高松市保健所立体駐車場二酸化炭素消火設備容器等交換業務委託について、次のとおり契約を締結した。

（業務の委託）

第1条 発注者は、高松市保健所立体駐車場二酸化炭素消火設備容器等交換業務委託を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この委託業務の契約期間は、契約締結日から令和8年2月27日までとする。

（委託料）

第3条 この契約に基づく委託料は、金 円（消費税及び地方消費税 円を含む。）とする。

2 発注者は、前項に定める委託料を完了払いとし、受注者より適法な請求書を受領した日から、30日以内に支払うものとする。

（発注者の契約解除権等）

第4条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、受注者が契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。
- (5) 受注者が、正当な理由により契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等（受注者の代表役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下このアにおいて同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下このアにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有してい

ると認められるとき。

オ 契約等に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

第5条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第7条の2第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この項において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下この項において「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(5) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

第6条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第4条又は前条に定めるもののほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合で、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(契約が解除された場合等の違約金)

第6条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第4条又は第5条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否した場合又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について債務不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任させた再生債務者等

(損害賠償)

第7条 受注者が、業務遂行中に発注者又は第三者に損害を与えたときは、受注者の責任においてその損害を賠償するものとする。ただし、損害の発生が天災その他不可抗力若しくは、受注者の責任に帰さない事由による場合は、この限りでない。

(履行遅滞における遅延損害金)

第8条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限内に業務を完了することが出来ない場合で、履行期限後に完了する見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延損害金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、契約金額に対して延長日数に応じ、年2.5%の割合を乗じて計算した額とする。

(機密保持)

第9条 発注者及び受注者は、契約上知り得た相手方の技術上並びに業務上の秘密を、他に漏洩しないものとする。契約終了後も同様とする。

(資料の提供等)

第10条 発注者は受注者による委託業務の実施に必要な資料・物品等（以下「提供物」という。）を受注者に供与又は貸与するものとする。

2 受注者は、善良なる管理者の注意をもって提供物を管理し、利用するものとする。

3 受注者は、本契約終了後、発注者の提供物を遅滞なく発注者に返還するものとする。

(専有部分への立ち入り)

第11条 受注者は委託業務を行うため必要があるときは、発注者の所有又は管理する土地、建物内に立ち入ることができるものとする。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

第12条 受注者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(3) この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、市に報告するとともに、所轄の警察に届け出ること。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 受注者 契約の相手方をいう。

- (2) 物品の買入れ等 物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに当該建設工事に係る設計、調査及び測量の委託等を除く。）をいう。
- (3) 暴力団等 暴力団、暴力団関係者 その他不当要求行為を行うすべての者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (6) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。
- (7) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他物品の買入れ等の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

(協議事項)

第13条 この契約に定めのない事項又は契約条項に疑義が生じた時は、発注者、受注者が協議して決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 高松市番町一丁目8番15号
高松市長 大西 秀人

受注者